



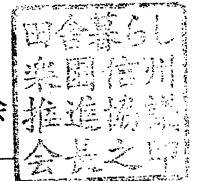
資料 6

26 楽園協第 3 号

平成 26 年 (2014 年) 4 月 30 日

長野県市長会長 菅谷 昭 様

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会
会長 長野県知事 阿部 守



田舎暮らし「楽園信州」推進協議会役員候補者の推薦について (依頼)

平素から県行政につきまして、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、移住・交流施策の推進に県、市町村、民間団体等が連携する「田舎暮らし『楽園信州』推進協議会」を主体に取り組んでいるところです。

長野県への移住・交流人口の拡大に向け、これまでの協議会の取組をさらに効果的に推進するため、別紙により、同協議会役員候補者の御推薦をいただきますようお願い申し上げます。

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会
(事務局：長野県企画振興部地域振興課移住交流係)
課長 佐藤 公俊 担当 安藤 哲也
電話 026-235-7024 (直通)
FAX 026-235-7397
Eメール iju-kouryu@pref.nagano.lg.jp

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 県、市町村、民間企業等が連携し、長野県への移住・交流人口の拡大を推進することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 移住・交流に関する情報発信
- (2) 移住・交流者の受入体制の充実に関する事業
- (3) 移住・交流推進のための調査・研究
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(構 成)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する県、市町村、公的団体、民間企業、その他関係団体を会員とする。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 4名
 - (3) 運営委員長 1名
 - (4) 運営委員 30名以内
 - (5) 監 事 2名
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項の役員他に、名誉会長1名、名誉会員複数名を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 名誉会長、会長、副会長、運営委員長、運営委員、監事は第4条に定める会員の中から総会の議決により選任する。

2 役員が任期の途中において、所属の職を辞した時は、当該役員の残任期間は当該所属の後任者をもって充てる。

(職 務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定した副会長が職務を代理する。
- 3 運営委員長は協議会の運営を総括する。
- 4 監事は、協議会の会計及び会務を監査する。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、次の事項について審議する。

(1) 事業計画、予算及び決算に関すること

(2) 規約の改廃に関すること

(3) その他、会長が必要と認める事項

2 総会は、年1回招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、出席した会員の過半数で議事を決する。

(運営委員会)

第10条 協議会の事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置し、次の事項について審議する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会から委任された事項

(3) その他協議会の運営に関する事項

2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員により構成する。

3 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第11条 運営委員会の下に、専門事項を審査審議する専門部会を設置することができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、長野県観光部移住・交流課に置く。

2 事務局長は、長野県観光部移住・交流課長をもって充てる。

3 事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第13条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会及び運営委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成18年10月25日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成24年5月9日から適用する。